

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和元年9月19日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市中京区西ノ京永本町，西ノ京原町，西ノ京東中合町，西ノ京西月光町，西ノ京銅駝町，西ノ京下合町，西ノ京南原町，西ノ京樋口町，西ノ京船塚町，西ノ京東月光町，壬生東高田町の各一部

京都市下京区中堂寺北町，中堂寺庄ノ内町，中堂寺栗田町，西七条東御前田町，西七条御前田町，西七条赤社町の各一部

京都市右京区西院南高田町の一部

京都市伏見区北端町，毛利町，竹田中内畑町，竹田西内畑町，竹田浄菩提院町，竹田松林町，竹田田宮町，竹田鳥羽殿町，竹田真幡木町，竹田藁屋町，中島北ノ口町，下鳥羽東芹川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和元年9月19日から同年10月4日まで（ただし、土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画

の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）